

き、水害等による流失、埋没、腐敗等のため著しい被害をこうむつた旨の都道府県知事の認定を受けた者等、または昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡しの特例に関する法律に基き、米麦等を生産する農家で、冷害等による著しい減収のため、その生産にかかる米麦等がその農家の販用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けた者に對し、それ／＼米麦を特別価格で売り渡したことに由りまして、約九億二千二百五十一万円の損失が生ずることが見込まれるのであります。この損失を補填するため、一般会計から、昭和二十八年年度におきまして三億二千五百九十九万四千五百円、昭和二十九年年度におきまして五億九千九百六十九万四千五百円を限度として、この会計に繰入金をするのであります。ことにしようとするものであります。

次に、財政法第四十二条の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和二十七年年度一般会計予算に繰越明許費として計上されました安全保障諸費及び連合国財産補償費の繰越については、昭和二十九年年度まで繰越して使用することができることにしようとするものであります。安全保障諸費は昭和二十七年年度におきましては、駐留軍の都心より郊外への移動等が予想外に遅れた関係上、相当額が繰越明許費として本年二十八年度に繰越されたのであります。本来この繰越は、その使用に当つては、対外交渉によつて処理する必要のあるものが大部分であり、政府の一存をもつて予算額を支出することが困難であると

いう関係もありますので、その一部につきましては、さらに二十九年度において支出する必要が認められるのであります。

また連合国財産補償費は、連合国財産補償法に基いて連合国または連合国人が開戦時において本邦内に有していた財産について、戦争の結果生じた損害を補償するための経費であります。その補償の請求が平和条約の発効の国ごとに発効後一年六箇月までに提出されることに法定されている関係もあり、またその審査には技術的にも相当困難を伴うものである関係上、相当額が繰越明許費として本年二十八年度に繰越されたのであります。大半の請求書の提出が前記期限を過ぎたものであります。及び右に述べました審査上の困難等を考慮に入れますと、その一部につきましては、さらに二十九年度において支出する必要が認められる次第であります。

財政法によりまして、繰越し明許により翌年度に繰越された経費については、事故繰越しとしてさらにその翌年度へ繰越しができることになつております。その事故繰越しをするには、当該経費について当該年度中に支出負担行為が完了していなければならないという条件が必要であります。右の安全保障諸費及び連合国財産補償費につきましては、対外交渉または審査上の困難等の事情のため、本年中に支出負担行為の完了という段階にまで立ち至らないものがあると認められます。両経費は対外的特殊事情と関係する方面が広汎なために、計画の確立に時日を要するものが多い等の事情に顧み、今回特に財政法上条件に該当しない場

合においても、二十九年度まで繰越して使用することができるといたしたものと存じまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○千葉委員 次に、本日の日程にあります所得税法の一部を改正する法律案外九税制改正法律案を一括議題として、昨日に引続いて質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。内藤君。

○内藤委員 大蔵大臣に久しぶりで御出ましをいただきましたので、まず御希望を申し上げておきたい。いつも大臣に申し上げることであります。この大蔵委員会にはいつもたくさんの法律が出て参りまして、今日二十五ほどの法律が出ておるのであります。この審議はなかなか国会としまして重要なことなのであります。大臣がお出ましにならぬので、審議がまことにほかばかしくないのを残念に思うのであります。ことにこの予算は九千九百九十五億の中で、税収入というものが七千七百十八億ほどになつておりました。全体から申しますと七割五分以上の重要な収入になつておるのであります。しかもその七千七百億の税収に對する税金は、ここには十一掲げてあります。そのうちで十まで改正されておるのであります。でありますから、この税制改正法というものは、ほとんどこの予算に大きな関係がござりますので、こういう重要な議案が提案されておるにもかかわらず、大蔵大臣がこの委員会にお出ましにならぬという事は、私は政府の怠慢を責め

なければならぬと思うのであります。きょう幸いお出ましいただきましたので、いずれあとから同僚委員からお尋ねがあるだろうと思つて、私は基本的なことを一、二大臣にお尋ねしたいと思つてあります。

そこで十一あります税のなかで十まで改正なさるのであります。この十のうちでまだ出て参らぬのが一つあるのではありません。それはいつお出しになるのか。またどういうふうなことになるのか。またどういふことになつておられますか、それをまず伺つておきます。税全体の審議がでないののでそれをお伺いしたいと思つてあります。

○小笠原国務大臣 最初にお断り申し上げておきますが、ちよつと御承知のごとく、まだ予算審議が半ばでございます。私が予算総論を離れることができない関係上、当委員会にもお伺いすることができませんが、私は、これは少しも怠慢をしておるのじやなく、最大の努力をしておることは内藤さんよく御承知の通りだと思つております。但し、当委員会からごらんになれば、御無理はないことと思つております。どうかその点あしからず御了承願ひたいと思つております。

次に、今仰せになりましたいわゆる奢侈織維品に関する法律が出ておられますが、これは本日に提案いたすことに相なつておられますから、どうかさう御了承願ひたい。

○内藤委員 まだ出て参りません法律であります。本日お出しなさるといふことであります。それは一体どういふ法律でありますか。一応大臣からお漏しいただきたいと思つてあります。

○小笠原国務大臣 何といひますか、対象としましては奢侈織維品に對して消費税を課するということでありまして、さういふ点から、大体販売価格が、小幅のものでありまして一反につき七千五百円を越える小幅織物、または一本について七千五百円を越える帯地、それから広幅のものであります。と、一ヤールにつき四千五百円を越える広幅織物、洋服地、メリヤス生地及び広幅レース等であります。それからメリヤス製品では一枚につき四千円を越えるメリヤス製品、絹物を含む、及び肩かけ類、さらに毛布では一枚につき八千円を越える毛布、こういうのが対象であります。

奢侈織維品納税者の方は、小売業者または洋服等の縫製業者に奢侈織維品を販売することを業とするもの、俗にいう問屋、卸屋等であります。その次は小売業者、縫製業者、及び今申しました小売業者または洋服等の縫製業者に販売することを業とするもの以外の奢侈織維品の販売業者で、小売業者または縫製業者に奢侈織維品を販売するもの、それから小売業者または縫製業者以外の織維品販売業者で奢侈織維品を直接消費者に販売するもの、こういうもの等であります。

さらに奢侈織維品の担税者の方は、奢侈織維品の最終の消費者が負担するといふ建前に相なつておられます。

課税標準の方は、大体奢侈織維品の販売価格を標準といたしまして、税率は百分の十五とするということに相なつておられます。これが大要であります。

○内藤委員 念のためにお尋ねしますが、それは何という税金でありますか。

し、法案も出す、出さないうちから出さないと... 議論をされても... 出て来たものについて、これをききよう出しますと言つておるのですから、どこにござかしがあるのか。あなたはござかしという言葉の正当な用法を誤つておるのじやないかと思ひます。

○内藤委員 そんなことで議論したくもありませんが、先ほどのあなたの御話を聞いておきますと、私も今まで主税局長からお聞きしておつたその内容とは大分かわつて来たことを実は初めて知つたのです。しかもその内容の法律案をききようお出しなされるというのでありますから、今井上君が言われたように、この説明をお直したとされるのか、こういうことなんです。それをほおかむりして、何だ、お前たちは未定稿というのを知らぬのかなんていうようなことで、あなたが食つてかかるような態度であるから、そういうござかしをやり方はいけないじやないかということをおし上げておるわけでありませう。

○小笠原国務大臣 これははつきり申し上げておる通り、未定稿であるから、そして訂正することがあるから了承されたいと書いてあるから、それで今度は中身を多少訂正いたしますと申し上げておる。これは訂正いたしますとはつきり申し上げておるわけでありませう。何もござかしで行こうなどということはどこにも言つてはいはしません。のみならず、政府委員に聞いても、今までこういうことについて説明申し上げたことはないさうです。

ましよう。それから訂正しますと言つた言葉は、今あなたが初めておつしやつた言葉だ。さつきはなかつた言葉だ。それを私は聞きなかつた。それがあれば、何もこんな大きな声をお互いに出す必要もないのだ。だから率直に、いろいろの事情があつてこうなつて来たのだ、糸屋さんに行つたが反対を食つたから今度は織屋に行つた、織屋も抵抗があつたから小売屋に行つた、小売屋へ行つたがまた反対したから問屋に行つたが、どうにもしからなかつた、ぐらぐらしたことになるつて、今日よりやく一つ残つた法律をきめた、これは訂正もしてやるからひとつ十分審議をしてくれ、こういうような率直なお話合いならば、こつちも率直に御協力を申し上げます、何かあなただけが一人いい気になられたようだつたから、実は私もあまりいい感じじやない。きようは久しぶりであなたのお顔を見たから、ついでにうかがつたのでありませう。先ほど申しましたように、九千九百九十五億の予算の中で七千七億が税金なのであります、しかも十一の法律の中で十まで改正しようというのですから、これはなか／＼重要な問題なんであります。予算委員会も重要か存じませんが、この方がむしろ私は重要だと思ふ。予算委員会はあれは汚職をやつておればいんだ。あれはおそらくあなたのごころには関係ないのじやない。ここでまじめに、この税金をどうするか、こうするかということをやらなければいかぬ。だからひとつ、きよう、あすこの委員会にお出まします、私はそのことをまます

お尋ねしたかつたのです。あとは同僚委員にお譲りいたします。

○小笠原国務大臣 内藤さんにお答えしておきますが、実は私は最初了承されたと言つたものだから、訂正するということとは当然含まれておると思つて申し上げたのですが、あるいははなはだ言葉が足らなかつたかもしれませう。従つて私は、この内容については訂正いたしますから、どうぞ御協力を願ひたいと思ひます。

○千葉委員 春日君。

○春日委員 本年度の税収入、特に所得税の収入、これが予算には二千八百五十億でありましたか、見込まれてありますけれども、これは例年の例によりますと、二十七年年度においては百九十六億八千百万円の補正をして、結局実収は当初予算に比べて二百九十五億の自然増収を見ております。さらに本年二十八年度においては、このほど二百六十三億六千二百万円、これだけの補正をいたしておるところであります。そこで伺ひたいところは、本年度はこの当初予算額に比べて一体どの程度の自然増収がありと見ておられるか、あるいはないものと見ておられるか。例年相当額の自然増収を見て来たのであるが、もしも本年度において自然増収は断じてない、こういうことであるならば、その本年度における特別の理由について大臣の御見解を伺つておきたい。

○小笠原国務大臣 本年度は、私どもきちんとこの通りの数字だとおしませんが、多少の出入りにはございませうが、多くの自然増収を私どもは期待いたしておりませう。と申しますのは、御承知のように本年は緊縮予算で

あり、金融も引締め、財政投融资も減ずる、こういういろいろの措置をとつておるのであります、従つてよく一かと言つて、かれこれデフレになるじやないの御意見が出るのもその点であります。従つてそういうときに自然増収を見ることは徳当でない、こういうふうな考へておられますので、本年として、最後に行かなければ結末はわかりませうが、ただいまのところ自然増収を見込んでおられます。

○春日委員 そういたしますと、これは一昨日もちよつと主税局長にお伺ひして明らかになりましたが、あなたの方で選任された税制調査会の答申によりますと、大体所得税だけにおける税収見積りと、今度あなたの方で提出された予算の見積額との間に、すでに百億の開きがあるわけでありませう。この開きをどうするか、慎重審議の結果出されたところですから、すでに百億という大きな開きがあります。しかも例年の徴税実績というものは、当初予算額に比して必ず二百億ないし三百億の自然増収を所得税だけで見ておる。ところがタバコの益金その他間接税等を含めて、相当の自然増収があり得るわけであるが、本年度だけは、特にデフレの傾向があるから自然増収は期待できないということについては、私どもはそのままこれを了承することにはまことに困難であります。ただ単に抽象的な、デフレが来るかもしれない、まもないものを見るのが至当であるという理由では、なか／＼理解ができないのであります。これが特に重大な条件となつて来ることは、先般来大蔵大臣並びに総理大臣の、本年度は

補正予算を断じて組まないといふあの本会議宣言等によりまして、今後自然増収があつた場合、その財源の使い道といふものはますます見なければならぬ。そつだといはしますならば、現にこの税制調査会の答申するところとも、すでにこの所得税だけで百億以上のものが違つておるのだから、税全体を通じて、さらに官業、専売益金等を通じて、相当の自然増収があるであらうとわれ／＼は考へるのだが、ありとすれば、補正予算を組まない立場において相当の余裕財源を生じて来るので、そこで伺ひたいことは、特にここに問題となつておる新税として創設される繊維消費税、これの八十五億程度の自然増収は必ずやあり得るであらう。ありとするならば、政府はこれの際の一般の税収入にすつと広く検討を加えて、国民の全般的な反対に抗してああいう新税をつくる必要はあるいはないのじやないか。あるいは一般税制、さらに一般会計等をよく検討して、この一兆億の予算というものの中において、八十五億の財源操作をすることを政府が努力されることが至当であるといふ／＼は考へておるのであります。が、かりに自然増収がなければ、大蔵大臣の見通しがあやまたないものでありますけれども、もしあつた場合には、補正予算を組まなければこの金の使い道がない。そうして一方においては、この繊維消費税をかけて、国民の熱烈なる反対に抗してこの税金を取上げる、こういうことに対して相当の政治責任を感じなければならぬものであると思ふが、これに対して大蔵大臣はいかなる見通しであるか、またそういうようなことが結果となつて

現われた場合に、どういうような政治責任をとられるものであるか、この機会にひとつ明確に御答弁を願つておきたいと思ひます。

○小笠原国務大臣 税制調査会の時分とその後の情勢がかわつたことは、春日さんよく御承知の通りであります。税制調査会を開いた当時は、まだ緊縮予算を編成するという事になつておらなかつたときであつて、従つてああいうふうなその時分の税収見積りと若干の差を生ずるのは、私は当然だと思ふのであります。今度のこと緊縮予算を組んで、さつきもちよつと申し上げたように、国の支出も減すが、財政投融資なども減す。そうして標準を五分ないし一割の物価の引下げに置いて、諸般の金融引締め政策、その他財政、金融、為替と一体的な総合施策を進めて参るときでありますから、自然増収等を税制調査会当時は見込んであつても、今日は見込まないのが正しいやり方である、こういうふうに私は考へておるのであります。従ひまして今日私どもは、一面から見ればさういふふう自然増収に対する見方をいたしておられますし、他面さればいつて、今日日本の低額所得者の税の負担が相当過重であることは、これはあなた方もよく御承知の通りでありまして、常に低額所得者の税軽減というところが叫ばれておる。従つて低額所得者等に対する税の軽減の——そのほか各般のものもありませんが、措置をとりま

す。所得税で申せば、主として低額所得者に対する税の軽減であります。従ひまして、そういうことをやるのは、他方にこれに伴う財源がなければいかぬ。従ひまして、今日日本の国民が

もう少し合理化された生活をして、その行くとつて、その見地から、繊維品中奢侈品に對して課税をするという事、私は政策としてとるべきものであ

る、かように考へておるのであります。従ひまして酒につきましても、ごく高級な酒について課税をして、あるいはタバコにしても、ピースだけは値上げをする、こういうふうな方針で行い得るのである。減税を行うために

行つておる措置でありまして、自然増収に期待してものをやるというわけには参りません。やはり国の政策としては、今日あなた方も低額所得者に対する減税をしつとすることを絶えず御要求になつておる。そうでしょう。一番多い時分に比べれば、千三百万人からあつた低額所得の納税者が、今は千万人くらいになつておりますが、かりに今度のこの低額所得者に対する税法をやらんとすると、百二十万人ほどの点で違つて参ります。現在の制度のままで五百万人ほど違つて来るのであります。私はこれはあなた方の平素の主張にもまことに合ふゆゑんであると思つておりますが、どういふ点でこれを御反対になるのでございませうかね。

○春日委員 そう言われても困ります。あなたの方は、今度の税制改革によつて、低額所得者、給与所得者に対して減税を行つておる、減税を行つておると言つておられるのだけれども、これはただ単に数字のあやである。現表には二十八年度の当初予算が二千六百五十億、それから二十九年度の当初

予算が二千八百七十六億、二百三十億の実額は、しよせんは低額所得者が所得税の面においてだけ増徴されておる。従つてあなたの方は今までの通り税制で行くならば、五百億以上の増徴になるのだが、しかし今度かくのごとくに減税を行つたから、二百三十億の増徴にとどめ得たというのではあるけれども、昨年度よりも二百三十億の現金実額をその負担に加えるということ、いなみがない事実であります。年々歳々低額所得者の負担する実額はふえておるといふことを、ひとつ御銘記願わなければならぬ。ところが所得がふえたのだからふえるのはあたりまえだと思はれるであらうけれども、これは明らかに生活コストが高まつておるからこゝろ給与所得がふえておる。さらに本年度においては、今大臣が説明なさつた通り、あらゆる要素がデフレ傾向に向いて、貿易は行き詰まつておる。こういう状態では所得が減つておるのである。減るかもしれない。生活はさらに苦しくなるかもしれない。さらに電力料金等も上つて来るであろう。そういう状況において、なおかつ二百三十億だけをその所得税対象の庶民大衆が負担しなければならぬといふことは、あなた方が口々に減税したといふこと、おられるけれども、表はちつとも減つていない。ほんとうの減税といふことは、去年が二千六百五十億ならば、こ

しはそれより何がしか減るといふことであるならば、それは減税であるかもしれないけれども、ただ税法上さういふような措置をなすつたところで、現場において、あなた方の所得は本年度の基準はこれといふ水増し課税が行われておるならば、その辺の操作は関連自由に行われると思ふのであつて、この予算に示されたところの実額が、ほんとうに大衆の負担実額になるという事を十分御銘記願ひたいと思ふ。そこで私が申し述べたいことは、一般間接税においては、砂糖から、タバコから、酒から、その他いろいろ間接税入におきましてもやはり三百億近いところの増収になつて来ておる。そのうして所得税においても増税が行われておる。そうすると、あなたの方はとにかく減税だ、減税のための税制改革だと言つておられるけれども、この点に織維消費税を加えて、相当の国民負担を加えるところの税制改革になつておる。私は今あなた方の御答弁によつてな合点が行かなかつたのだが、お伺いしておるところの質問の骨子は、自然増収が今まであつたのだが、あるいはあるかもしれない、少くとも一兆円の手算規模の中においては、八十五億程度のこの織維消費税に比するところの財源操作は、自然増収やその他いろいろのものを見込んでおるいはできるかもしれないが、そこでさういふ操作のできるように大臣は努力をなさるべきではないかといふこの主張である。すなわちこの織維消費税のいろいろの経路は、申し上げるまでもなく、最初は原糸、原糸からはね出されて小売、小売から織元、機屋、中間問屋、さういふいろいろのややこしい経路をたどつて来たのであるが、さういふような法律案は出さないで、この八十五億の財源はさういふような方向へ求められてはどうであるか、さらには本年補正予算はお組みにならないといふことを大臣がおつしやつておるのだから、ならば、新しい支出を伴うことは今後起きて来ないので、従つてこの予算措置の中に、この織維消費税を提案しない、さういふ立場においてさらに重ねらるべき努力の方向があらうといふことをわれ／＼指摘して、大臣の答弁を求めておる、これについて重ねて大臣の所見を承りたい。

○小笠原国務大臣 最初に申し上げておきますが、あなたの方の減税というのは、昨年度よりも税金を減さなければいかぬ、それが初めて減税だといふふうに仰せになるようでありまして、春日さん御承知のように、ピース・アップをやるとか何とかいたしますれば、給与が上つて来る。収入のふえた者が税をよけい払うのは当然のこと、さればこそ一年に二十万円の所得者、五十五万円の所得者とは税率が違ふのです。それを私どもが今申し上げた通り、来年今のままで行けば五十五万人、それから新しい税法で行けば百二十万人はすでに無税になる、これが減税でなくて、ほかに減税がありまじやうか。さういふことになつておる。これが増税だ、所得税でも増税を行つておる、どがさういふ増税であるか。百二十万人の人は税を払わぬで済む、それが増税であるといふことは、どうも少し何か特別の意図をもつておつしやる以外には、私は解することができません。

てやつて行く、こういうことが一つの財政方針でなければならぬと思ひます。それからまた、それでは別にこれを見ないで全部やめてしまえとおつしやるならば、これは予算の組みかえをしなければなりません。さういふことは今日できません。ですから、この辺はやはりもう少し御了承を願ひたいと私は思ふ。

○春日委員 この減税を減税だと言われて、実はこれがそうでないと言ふことはおかしきように言つておられるが、ただ問題は、ベース・アップが行われたから、それだけの収入がふえたのだから、それだけ負担することは当然だとおつしやるのだけれども、これはただ漫然とベース・アップが行われるのじやない。それだけ生活コストが上つておるから、それだけ—それだけの税金が加わつておるのです。さらに本年度は、いろいろの生活のコストが加わるような要素が充満しておる。それはいろいろ間接税において税金も上つて来るであろうし、電力料も上るであろうし、あるいはまた消費米価等も上つて来る。そこで私の申し上げたいことは、こういうような状況下にあるのだから、従つて真に政府が減税の実をあげようと思ふならば、少くともこの税制調査会が答申しておる線、すなわち基礎控除において調査会は八万円控除しろ、あるいは給与所得者の給与控除については七万五千円控除しろ、そうでなければ、この生活費の上つておる現実において、生活費に課税するという形になるので、これはすでにその負担の限界を越えたものであるという事は、あなたが委嘱した税制調査会がみずからあなたに答申し

ておる。従つて扶養控除、基礎控除、給与所得者に対する給与所得控除が調査会の答申のごとくに処理されて、そうして二十四万円までの場合が無税になつておるといふようなことならば、われ／＼はなおそれでも十分ではないけれども、これは減税の方向へと政府の改正が行われておる、こういうぐあいに了承することはあるいはできるかもしれないが、あなたの方はみずから委嘱したところの調査会の答申書、この答申するところの基礎控除の八万円もこれを七万円に押えておる。あるいは給与所得は七万五千円を控除しろという答申に対して、これを現行通りに押えておる。こういうことでは、一方に生活費が上つておるから、そういう状況下においてさらに二百三十億円余分にこの予算を見るときは、現実にそれらの庶民大衆にその二百三十億の額だけの負担を加重するものであると言ふことは、ちつともおかしきことと思ふ。ただ私も、あなたの税務委員がその前線においていろいろと課税する場合において、あなたの所得は昨年度は三十万だったが、今年はいろいろ調査の結果五十万だ、もしも文句があるならば家宅捜索をして調べるぞとかいつて、昨年三十万の人は五十万、五十万の人は七十万と毎年々々水増し課税がされておる、こういうような自然増収を年々二百何十億見ておる。だから、とうとうと思へばどういふぐあいにでもとれて行くような徴税機構とこの税制、この二つのもの関連において、現実の問題として二百何十億がとられようとしておる、これを現実の重税課税と私は指摘しておる。ちつとも私はおかしきとは思ひません。

そういう意味において、問題をもとに、もどすが、八十五億程度の財源は今まであつたことなのだ、これは単に織維業者ばかりでなく、国民大衆あらゆる階層の大きな関心の焦点となつておる。こんなものは、もう補正を組まなければ、その点は何とかならうと思ふので、織維消費税などはまだ提出になつておらないが、すでに大蔵委員会等においてもうそういう税金を課すべきではないという決議も提出されて、この採決はペンディングになつておりますけれども、そういうことを御了承願つて、善処を要望しておきます。なお時間がありませんので、私の質問はこれで終わりますが、要するに自然増収があるということは通年の例であります。今年も補正が組まれないのだから、その増収の使い道はないのである、そうすれば織維消費税を廃止してもちつとも変ではない、財政のやり繰りができないというわけではない。前年あつたことが本年ないということはないという前提を尊重するという立場に立つて、われ／＼はこういう主張を申し上げておるのであるから、十分御検討を願ひたいと思ひます。

○千葉委員長 井上君。予算委員会から大臣を呼んでおるから、重要な点について二、三承つておきたいと思ひます。それは昨日も私伺いましたが、問題は政府の財政規模を考えます場合は、一体わが国の財政経済の見通しがどうなるか、そしてその場合国民所得がどうなるか、その上に立つて、国民の負担能力というものはどの程度が限度であるか、そこで年間の国の財政収入を見通しまして、その上でその財政

支出の面を検討すべきではないかと思ひます。ところが本年の予算の編成を見ておりますと、昨年は一兆億を越したのだから、今年は一兆億以下に歳出は圧縮する、こういう一つの建前から立てられておる、その大きな目的は国際収支の均衡をはかる。そのためにどうしても国内の予算を大幅に緊縮しなければいかぬ、そういう建前から予算が編成されて来てる。われ／＼は政府の政策の現実から、わが国の財政経済が一体ここ一年間にどうなるかという見通しを国民に明確に知らしめる必要があると思ふ。たとえて申しますと、一兆億以下に予算を圧縮しました場合、それがわが国の産業経済、国民生活にどう影響して行くか、また盛んに金融引締めを政府は言つておられますが、金融を引締めた場合のわが国産業界、国民生活に及ぼす影響はどうなるか、さらにまた輸入を抑制するが、抑制した場合どうなつて行くかといういろいろな諸般の経済現象、財政現象を国民に知らしめて、その上に国民所得は今年はどう移行して行く、そうすると国の財政収入はどの程度、だから年間国の財政収入はこれだけしかとれないのだ、だから歳出はこの限度で押えて行く、こういう建前が私はほんとうではないかと思ふ。ところが政府の緊縮予算を、今年は一兆億を下まわつた予算を組んだということを鬼の首でもとつたように言つておられますが、それが国民生活にどう影響するのか、あるいはまた金融引締めを日銀をして盛んにやらせようとしておられますが、その結果どういふ影響を産業界に与えるか、それがまた国民生活にどう影響して来るかという点については、一向説明をし

ません。そうなるならば、本年の国民所得に対して、政府は一体どうお考えになつておられますか。未定稿というので、どこまで信用してよいかわからぬが、この説明書では、大体昨年より三百億だけ国民所得はふえるであろう、こういう推定の上にこの予算が組まれておるようである。この三百億ふえるという根拠は一体どこにあるのですか。あなたの方の財政説明によると、国民に非常に大きな耐乏を要求し、あらゆる角度から緊縮を要求しておる。すでにそのことはあらゆる産業界に現われて、至るところで商品は滞貨し、取引は停止の状態にある。そして株価は依然として軟調を続けておる。そういう見通しの上に立つて、昨年よりも国民所得はふえるという根拠は一体どこにあるのですか。それからまず御説明を願ひたい。

○小笠原国務大臣 国民所得の計算の基礎については、これは経済審議庁でやつておるのであります、私どもはその報告に基づいて、二十九年の国民所得をば五兆九千八百億、こういうふうに見ておるのであります。昨年より三百億ふえております。ただよく言われるのは、あなたは昨年国会で、よく六兆二千億と見て計算をしておつたじやないかと言われるのでございませぬ、これは当時は六兆二千億と見られたのであります。しかしさつき内閣さんの御質問のときに答へた通り、その後の情勢の変化もあり、緊縮予算を組んでおるので、従つてその後経審で調査したところが五兆九千八百億、こういう数字が出て参つたので、これを根拠にやつておる次第であります。

その次に緊縮予算の企図しておるこ

その次に緊縮予算の企図しておるこ

その次に緊縮予算の企図しておるこ

とはどういふことかという点でありま
すが、緊縮予算の企図するところは、
もろろ昭和二十五年、二十六年、二
十七年といわゆる国際的に相当額の受
取り勘定があつたものが、二十八年か
ら悪化して参つて、昨年の暮れだけで
もう一億九千四百万ドルという支払い
超過になつておる。特に一月などは約
九千万ドル近い外貨の支払い超過にな
つておる次第で、こういう情勢が続く
といふことは日本の根本を誤るから
ら、従つて国際収支の均衡を得なけれ
ばならぬ。それには日本の品物がやは
りある程度国際競争力を持つために、
まず二十九年度において五分ないし一
割の値下げを目標としてこれをやつて
おるのであります。従いまして緊縮予
算はただ一つの方法でありまして、緊
縮予算のみで参つておることは目的を達
し得るものではない。従つて金融の引
締めによつて、たとへば輸入に対する
金融の引締めも特に必要であり、ある
いは思惑等による金融などに対する取
締りも非常に必要であり、またよくい
われておるオーバー・ローン等に依存し
ておる状態をできるだけ早く改善した
い。従つて金融引締めの強化は当然の
ことである。また外貨予算は、大蔵省
が関係者と相談はいたしますが、直接
関与していませんので、外貨予算の編成
についても、そういうことをよく織り
込んで、たとへば不要不急の、あるい
は入れないで済むようなものについて
はなるべく入れないようにする。こう
いふ処置をとる。あるいはまた税制面
におきましても、輸出増進に役立つよ
うに、あるいは資本の蓄積に役立つよ
うな税制措置をとつて参る。こういう
ふうにご各般の措置を講ずることによつ

て、その目的を達して行くこととするの
でありまして、帰するところは、日本
の経済基調をば、国際経済基調と同じ
ところに持つて行きたい。これが主眼
であります。従いまして、ある程度あ
なたが仰せになつたように、それは国
民の——私は生活の耐乏といふことは
言わないのです。私は生活の合理化と
いふことを言つておるのです。今の生
活は決して合理的ではありません。こ
れはどうしてももう少しむだを省い
て、もう少し合理的な生活をみながし
て行く。そしてこの目的を達するよう
にしたといふのが私の念願なんです。
そういうことを参つておる次第で果
して行きたい、こう考へておる次第で
あります。多少の影響は、こういう
緊縮予算を初め、各種の政策から見ま
して、物価が上るときと違つて、下げ
て参る方針でありますから、これは
多少とも影響あることは免れませんが、
これは忍んでもらわなければ、と
うて日本の経済を国際基調に持つて
参ることはむずかしい。従つて私は本
年をもつて足れりとしません。今御承
知のごとく、日本の物価は大體三割ほ
ど高い。三割まで下げなくとも、これ
は距離の問題があつたり、あるいは市
場の問題があつたりしますから、もう
少し早く目的を達すると思ひますが、
やはり、ある程度物価の引下げが必要
なんで、引続き同じ政策を少くともや
はり三年度でもつて参らなければ
なるまい、かように考へておる次第で
あります。

い。それは私どもも日本の経済の再建
の上から考へる場合には、やはり必至
の問題であります。そのことが一体わ
が国の国民生活と産業にどう影響して
来るか、その結果、国民の担税能力に
一体どう影響をもたらして来るか
といふことが、この税制をわれ／＼が
扱つ場合に一番問題にしなければなら
ぬ核心であらうと考へております。私
の聞いておるのは、そういう諸般の政
策を推し進めることによつて、わが国
の産業がどうなつて行き、それがまた
国民所得の上にもどう影響をもたら
して来るか、その結果税収入にどう影
響して来るか、これを私は聞いておる。
その元になつておる国民所得が三百億
ふえるといふが、そういうような諸般の
政策を推し進めることによつて、三百
億ふえるといふ根拠は一体どこにある
のか。この国民所得が三百億ふえて、
五兆九千八百億の予想を立てられて、
この予算は組まれておるのであるから、
そうしますと、そういう諸般の政策を
推し進めることによつて、一層中小企
業を初め、全般の勤労大衆には大きな
負担がかかつて来やせぬか。その場合
に国民全体の所得といふものは、相当
重圧が加えられ、かつその結果は、税
収の上においても非常な困難を来しは
せぬかといふ、そこが実は国の財政収
入の大きな要素を占めておる税収につ
いてわれ／＼が見なければならぬ一番
重要なところではないかと私は考へて
おりますから、そういう点であなたの
御所見を伺つておる。だから私は、あ
なたがやろうとする諸般の政策は大に
に推進してやつてもらわなければなら
ぬし、またやるべきであらうと思ひま
す。ただここで一つ、たとへば外貨予

算において、できるだけ輸入を抑圧し
て輸出を増進しようという政府の政策
を推し進めるためには、そのためにい
たずらに物が偏在をし、いたずらにそ
のため物が暴騰して、せつかく抑圧
しようとしたやつまでまたゆるめなけ
ればならぬといふ現実を、すでに数回
いろ／＼な物資において繰返しておる
事実をわれ／＼は見せつけられており
ます。そういう状態で、ほんとうにや
らうとする努力はわれ／＼は大いに敬
意を表するのでありますけれども、同
時にそれがどういふ影響を實際に与え
て来るかといふことについて、国民に
もつと親切に説明すべきであらうと思
ひます。その結果、税はこれだけは必
ずとれるという説明がなければ問題に
ならぬぢやないですか。そこを私は聞
こうとしておるのです。もう一度、簡
単でいいですから御答弁を願ひたい。
○小笠原国務大臣 国民所得の基礎に
ついては、これは経審によるものであ
りますから、どういふ数字でどうい
うことは、あとで経審の方から御
答弁を申し上げることにいたします。
しからば、これが産業方面にどうい
う影響があるかと申しますと、これは
私どもは大體昭和九一十一年の数字を
百と見まして、まあ百五十二、三のと
ころが続いて行くだらう。つまり同じ
横ばいの状況が続いて行くだらうとい
うことは、これは経審長官が発表して
おる通りであります。大體現在のと
ころは、この一月、二月になつても、
減つてはおりませんが、産業活動の状
態はほぼ同じことが続いて行くのでは
ないかと私どもは見えております。
それから税収入の点ですが、税収入
の点は、さつきあなたのお隣の春日さ

んはむしろ反対のことを言つておられ
て、もつと自然増収がうんとあるじや
ないかといふことを繰返し言われたた
らうで、これは見限りですからしかた
がないのですが、手がたく見てこの程
度の税収は確保し得るものと見ており
ます。
それからさらに国民生活の面につ
いてはありますが、御承知のごとく私ど
もは五分ないし一割の物価の値下りを
考へており、それに対して諸般の政策
を進めて参るのでありますから、従つ
てその実質の賃金はふえて参る、実質
の所得はふえて参るといふふうに見て
おるのであります。しかし多少ともデ
フレ的な効果が現われる面において
は、これは多少失業等の者も出るかと
考へまして、先般五割だけは、いわゆ
る社会保障費等においても、昨年より
も増額いたしておる次第であります。
○井上委員 もう一点だけで終わります
す。大蔵大臣は財政経済の見通しを非
常に楽観しておるようございませうけ
れども、われ／＼は、たとへば大蔵省
が今度外貨を目当てにして一応のオー
バー・ローンの解消をやらうとするこ
とにさえ、銀行業者が足踏みをしてお
る現状を、一体大蔵大臣はどう考へ
になるか。それほどに経済界には大き
な影響をもたらす問題が至るところに
内在し、矛盾が潜在しております。だ
から私は、その簡単にわが国の経済
の今後を見通すわけにはいかぬと見
ております。また、あなたは一一般勤
労大衆の実質賃金が上昇するとお考
へになつておるようでありませうが、
われ／＼はさういふにはな／＼簡単に
考へられませぬ。だから私どもは、
あくまで税負担はできるだけこれ

を軽減して行く。そうして最小限の段階においてこの検討を加えまして、収入をはかつて、そこで歳出を押えて行く。そのためにはどうしても不要不急の財政支出をできるだけ圧縮して行く。非常手段を講じなければならぬと考へる。そういう面でも、政府は国が今まで行つておられます補助金その他に対しても相当の苦心を加えようという法案を本委員会に対して近く提案しようという腹があるようにございます。この問題に關連して、問題になつております外航船舶の利子補給の問題でございますが、この問題が本日の新聞によりますと、かくのごとき外航船舶利子補給、損失補償をめぐつて、国会は一体この問題をどう善処するかという点で、与野党とも実はこの問題の取扱ひについて真剣な討議を続けておる最中でありまして。しかもこの問題は、疑獄という問題をはらんでおつて、下手な取扱いをすれば国民から非常な疑惑をこうむることになりますので、これに対する快明なる解答を国民は要求しておる。そういうやまきにおいて、政府は大蔵当局と運輸当局と相談の上で、二十八年度六億七千六百万円の利子補給を近く契約するというのが本日の新聞に報道されておる。一体これはどういうことですか。昨年八月十五日から九月三十日までの分六億七千六百万円を、この三月末までの間にあなたの方の当局と運輸当局との間で相談をして契約を完了するということを報道しておる。またその内容を調べてみると、この二十八年度十月以降から二十九年度分を合せますと、全体でもつて百八十八億の多額に上る利子補給と損失補償がされるようであります。かくのごとき

大なる利子補給及び損失補償を含む問題を中心にして、国会は大きくゆれ、内閣の運命まで議論がされておる今日であります。さうな問題がまだ明確に解明もされておらず、国民をして納得さす結論がついていないときに、それが短期間の利子補給であろうとも、その契約を締結するということも、その契約を締結するということも、妥当な政治的態度とお思ひになりますか。これは実に国民をばかにした、国会をばかにしたやり方ではないかと考へますが、その所管の、利子補給に対する国庫の負担を責任を持つておる大蔵大臣として、何とそれをお考へになりますか。少くともこの問題が解決するまで、この契約は当分延期すべきであらうと思ひますが、延期する意思がありますか、それとも契約は法律に基いてやろうとするのでありますか。しかもこの中に、こういうことが書いてある。海運監査室の調査によつて、リベットの行為が明確になつたときは、契約船価からリベット分を控除した全額の利子補給を對象とする、こういうばかんなことが書かれておるのですよ。一応リベットがはつきりあるという推定の上に立つて、もしリベットを行つた事実があるならば、あとで調べて、その分だけは控除しようというやうなことが一つの契約の行為において考へられておられます。こういうばかんなことが許されますか。われわれの血税ですぞ。あなたも御存じの通り、わずか月六千円か七千円の収入しかない者でさえ税金をとられておられます。その金がかくのごとき方面にやすやすと使われるというやうなことがなつて、われわれは黙つて見ておられませんか。しかもこれが疑獄となつて、

大きな問題をはらんでおり、非常な国民の疑惑を包んでおるときでありまして、この問題はさう長くかかるわけじやありませんから、二十八年度の契約が今まで遅れておられますならば、この問題が一応明らかになるまでこの契約は延ばすべきであらうと考へますが、大蔵大臣はどう考へになりますか。
○小笠原国務大臣 国会の決定によつてきまつた法律に基いて、これを処理する以外にないと存じます。
○井上委員 かりに国会の決定によつて法律案が成立し、法律となつて現われて、その施行が政府の責任においてやることになつておりましたも、その施行をめぐつて問題が善き起つておるのであります。しかもそれが正当な利子補給に使われず、上前がはねられておるといふやうな問題があるのです。そういうことがわかつたから、問題になつて来ているのです。その問題をめぐつて、今その問題の正邪の内容を明らかにしておるときでありますから、そういうやまきに、再びまた利子補給の契約をするということが一体正常な政治運営とお考へになりますか。そういうべらぼうなことを國民はあなた方に委託しておりませんよ。国会もまたそういうことは承認できませんよ。今までお待ちになつたのならば、もうしばらくこの問題が解決してその事態が明らかになるまでは、この契約は当分延ばすというのがほんとうじやありませんか。どういうわけで延ばされませんか。たとへば、これはもちろん問題に違ひはつきりけれども、昨年本委員会において、枚方造兵衛の私下げ問題に關連して、この私下げ価格が妥当な価格でないといわれれば考へるから、一

応現地調査が終るまでこの私下げはしばらくお待ちになつたらよからうと言つた場合、大蔵大臣は、大蔵委員会が正当な調査を完了されるまで、それでは私下げを契約することは待ちましよう、と、あなたはさういふ好意的な御答弁をされて、われわれはその大臣の正しい政治運営に対して、非常に敬意をお払いした。ところが今度はそれと違つたのですが、やはりあなたは前に海運会社か造船会社か知らんが、重役になつておつたとかなんとかいふことで、多少まだ株でもお持ちになつておつて、そういうことをやらぬとちよつとぐらい悪いことになつていますか。それははなはだ大蔵大臣としては公正妥当な行政執行とは私は思ひませんぞ。どうお考へになりますか。もう一応お伺ひしたい。
○小笠原国務大臣 私は自分に対しての考へ方は一つも持ちません。公に処理します。しかしながら大蔵大臣は法律のもとに処理することを命ぜられておつて、法にそむくことは許されません。
○井上委員 私は法にそむくとあなたに要求しておるのではない。現実に法の執行の上において、この問題をめぐつて御承知のように大きな問題になり、検査当局までこの問題に介在しておるときである。しかもあなたの方の執行の機関において、現実にリベットを認めておるじやありませんか。もしリベットがあつた場合には、その部分の差引くと言われておるじやありませんか。そういう不確実なさういふ不見当なものに対して、やるべき筋合ひはないじやありませんか。だからこの際この疑惑が解決するまで——さう長く

はかかりません。何も利子補給法をひつ込めよと言つたわけではありません。この執行を停止せよと言つたわけはあります。契約を延期されてはどうか。さうして國民が納得し、国会もまたなるほどと思つたときに、正々堂々とおやりになる方が当然ではないかと言つたのです。それをどういふわけがせひやらなければならぬ理由がありますか。
○小笠原国務大臣 法の定める通りやるのであつて、私の私意をもつてどういふたしません。
○千葉委員長 井上さんにお願ひしますけれども、予算委員会の方でしきりに来ておられますから、これは大蔵大臣は来週必ず出席してもらつてということの条件で、もう一点だけにお願ひしたいと思ひます。
○井上委員 それでは私はもう一点で打ち切りますが、この問題は政治的に非常に大きな疑惑を包んで問題として、今この結論を出すことに国会も、また検査当局も全力をあげておるときであります。そういうやまきに、かくのごときことを政府が何ゆゑに率先してやらなければならぬのか、何か法律に政府がどうしてもやらなければならぬ義務づけがあるのか。今の大臣の御答弁でありますけれども、法律の内容で弁でありますけれども、法律の内容では、契約することができ、さう書いてある。やるべしと命令いたしておりません。だから国会でもさういふ意見が出、また世間も疑わしく思つたらば、問題が明らかになるまでしばらくは、問題は待とうというのが、当然あなたの公明政治をやる立場ではありませんか。もう一応あなたの率直なる御答弁を願ひたい。
なお委員長に申し上げますが、この

問題は、大蔵委員会においても非常に重要な問題でございますので、私は委員会として政府に対して、かくのごとき契約は、当分延期すべきであるという申入れをすることの動議を、この際提出いたします。

○小笠原國務大臣 今の井上さんのお話はよく承つておきます。しかし私はさつき繰返し申しました通り、ここに今法律を持つておりませんが、法の命ぜらざる通りやります。決して私の意向をもつてどうこういたしません。この点ははつきり申し上げておきます。

○千葉委員長 ただいま井上君の動議は成立しております。ただいまの井上君からの動議の取扱ひにつきましては、委員長並びに理事に御一任を願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さように決定いたします。今日はこの程度で休憩いたします。理事會を開くことにいたします。

午後零時八分休憩

午後零時四十一分開議

○千葉委員長 休憩前に引続きまして會議を開きます。

先ほどの井上委員の動議につきましては、委員長におきましては、次の通り申入れの案文を作成いたしましたので、これを朗読いたします。

外航船舶の利子補給並びに損失補償に関する契約に就いては、本件に關し種々疑惑が伝えらるる事實に鑑み、政府はその處理に充分慎重を期せられたい。
右申入れ。

この申入れの案文について、何か御発言はありますか。

○井上委員 ただいま委員長より政府申入れの案文について御提議がございましたが、われ／＼は、この案文に全般的に同意するわけには参りませんので、次のような案文の修正案を提出したいと思います。

外航船舶の利子補給並びに損失補償に関する契約に就いては、本件に關し種々疑惑が伝えらるる事實に鑑み、政府は本件に關する疑惑が明白になるまで本契約の締結はこれを留保されたい。
右申入れ。

さういう修正であります。

○千葉委員長 井上委員より案文について修正の動議が提出せられましたので、まず本修正動議の採決をいたします。本修正動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉委員長 起立少数。よつて井上委員の修正動議は否決されました。次に委員長発議の申入れ案文につき賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○千葉委員長 起立多数。よつて委員長発議の通り決定いたしました。本日はこの程度で散會いたします。
午後零時四十四分散會

昭和二十九年二月二十五日印刷

昭和二十九年二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局